

民主主義を踏みにじる秘密保護法

関東学院大学 足立 昌勝

1 はじめに

特定秘密保護法の成立と周辺事情

2 特定秘密保護法の内容

1) 特定秘密保護法の必要性・立法理由

2) 特定秘密保護法の目的

3) 特定秘密保護法の構造

- ・知る権利との関係
- ・報道の自由との関係
- ・客観性の担保

4) 特定秘密の指定権者

5) 特定秘密の提供先

6) 適正評価

7) 犯罪

3 民主主義を破壊する特定秘密保護法

1) 民主主義とは何か

DEMOS CRATIA=多数による統治、多数決原理

民主主義=民（国民・市民）が主人公の社会

この視点から、特定秘密保護法を考えてみよう

2) キーワードとしての「安全保障」について、当初は定義規定がなかった。その範囲は無限に広がるであろうとの指摘を受け、修正案で、定義規定を入れた。

安全保障＝「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障

することをいう」との定義規定

ここでの主人公は、国であって、民ではない。

2) 対象としての範囲の問題点

・防衛秘密の先行的実施

2001年自衛隊法改正による防衛秘密概念の登場（96条の2）－防衛秘密の要件は全く同じ・5年以下の懲役→10年以下の懲役

・外交秘密の欺瞞性→国民主権の下での外交交渉と秘密の存在

・特定有害活動防止の名による間諜罪の復活

・テロリズム防止に名を借りた秘密指定

テロリズムとは何か。

政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安もしくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動これについて、大きな誤解が存在する（石破発言）。

3) 国民主権下に秘密は存在するのか

その指定の在り方

4) 違法秘密の告発

5) 指定解除後の国民への開示

6) 国家秘密の在り方を考えるに際しての視点として、国民主権の視点が大切である。国家の主人公は国民であり、政府はその信託にこたえるべきである。したがって、最終的に決定するのは国民であり、その国民に隠してはならない。

4 国会論議で必要なもの

1) 過去に学ぼう－公文式

第一読会

第二読会

第三読会

2) 国防保安法の審議との比較

5 むすび

安倍ファッショ体制の確立とどのように対抗するのか